

## 鋼船規則 B 編における改正点の解説 (改造に伴う復原性資料の更新)

### 1. はじめに

2025 年 12 月付一部改正により改正されている鋼船規則 B 編中、改造に伴う復原性資料の更新に関する事項について、その内容を解説する。なお、本改正は 2026 年 1 月 1 日から適用される。

### 2. 改正の背景

SOLAS 条約 II-1 章及び同 Explanatory Note では、改造に伴う軽荷重量等の変化量に応じて復原性資料の更新が必要か否かの判断基準を規定している。本会規則においても、鋼船規則 B 編にこれらの要件を本会独自要件とともに取り入れているが、独自要件について見直しを行い、独自要件を削除すべく関連規定を改めた。

### 3. 改正の内容

鋼船規則 B 編表 B2.13 の備考(3)にすべての船舶に対する独自要件として規定していた変更後の「喫水」「静水中曲げモーメント」「せん断力」の基準を削除する。なお、鋼船規則 CSR-B&T 編が適用となる船舶については、同編 1 章 5 節 2.1.2 の規定に基づき、変更後の喫水及び静水中曲げモーメント並びにせん断力が、従前に承認された値と比較して 2 %を超える差異がある場合には、従来どおり復原性資料を更新が必要となる。

さらに、本会が必要と認める場合には、傾斜試験の実施や復原性資料の更新を求める場合がある旨を明記する。